

「障害者虐待防止法」とは

障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）とは、障害のある人に対する虐待を防止し、権利・尊厳を守ることにより、障害のある人の自立及び社会参加を促すことを目的に、平成24年10月1日に施行された新しい法律です。

対象となる障害者

障害者虐待防止法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能に障害があり、その障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難な人」をさしています。（18歳未満の人、障害者手帳を取得していない人も含まれます）

障害者虐待（3種類）

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を次のように定義しています。

① 家庭内での家族等による虐待 （養護者による障害者虐待）

例) 障害のある人の家族、親族、同居人等



② 福祉施設での職員などによる虐待 （障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

例) 障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の施設長や従業員等



③ 職場での労働者による虐待 （使用者による障害者虐待）

例) 障害のある人を雇用する事業主や上司、同僚及び部下等



障害者虐待の5つの行為類型

① 身体的虐待

暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制する行為。

- 殴る、蹴る、つねる
- 無理やり食べ物や物を口に入れる
- ベッドに縛り付ける等



② 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要。

- 性的行為を強要する
- わいせつな言葉を言う、裸にする、キスする等



③ 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

- 侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る
- 仲間に入れない、子ども扱にする
- 意図的に無視する等



④ 放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄など身近の世話や介助をしないなどによって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

- 入浴をさせないなど、衛生状態を悪化させる
- 必要な医療、福祉サービスを受けさせない等



⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に使用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない等



◎セルフネグレクト（自己放任）
「障害のある人が、自らの意思やその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、生活が困難になり、他者に対して援助を求めず放置していること」をいいます。①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要です。

障害者虐待発見チェックリスト

にチェック！ 該当項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

障害のある人が虐待されても、自らSOSを訴えないことがあります。小さな兆候を見逃さずに早期に発見しなければなりません。

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」、「嫌いだ」と施設や職場に行きたがらない
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう
- 不自然な歩き方をする、ずっと座ってられない
- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる
- 身体からの異臭や、部屋から異臭がする
- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- 経済的に困っていないと思えるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない

